

UAゼンセン

ノテユニオンNEWS

号外

URL : <http://www.noteunion.jp/>

No. 223 /ノテユニオンニュース

発行日 2023. 5. 26

発行責任者 岡本 祝 発行人 本間 正義

UAゼンセン ノテユニオン

住所: 〒062-0020

札幌市豊平区月寒中央通10丁目6-34

壺屋月寒ビル

TEL:011-859-1231 FAX:011-859-1232

E-mail: [noteunion@note.or.jp](mailto:noteunion@note.or.jp)

# 2023年労働条件改善交渉報告 夏期一時金前年同様の支給が決定！

## 1. 第3回団体交渉

第3回労働条件改善交渉を開催しました。4月27日付の法人からの回答について、組合員からの意見集約をもとに団体交渉を行いました。

日時：2023年5月10日(水) 19:00～20:00

場所：法人本部 3階

参加者：【組合】岡本委員長・本間副委員長・佐藤副委員長

松長副委員長（リモート）・山崎書記長・品田副書記長

【法人】皆川常務理事・野崎理事・荒木理事・大西理事

### 組合員からの質問について

制服の貸与枚数についての要求に対して

質問	回答
制服の貸与枚数は増やしてもらえるのか？	各施設長又は事業所管理者・リーダー等が、交換についての判断をすることが想定される。費用については、各事業所での拠出になると思われるが、貸与の枚数増も含め、まずは法人本部主導で実態調査を行い、現状把握に努めていきたい。
新しい制服の購入に係る費用は、各事業所からの拠出となるのか教えてほしい。	
制服の交換対象となる程度を教えてほしい。(汚染や破損等)	

## 2. 第4回団体交渉

第4回労働条件改善交渉を開催しました。法人より、賃金改定・一時金についての回答がありました。

日 時：2023年5月25日(木) 19:00～19:30

場 所：法人本部 3階

参加者：【組合】岡本委員長・本間副委員長・成田副委員長・松長副委員長  
佐藤副委員長・山崎書記長・品田副書記長・野呂執行委員  
今執行委員・中田執行委員・山加執行委員・桐山執行委員  
堀口執行委員・山下(早)執行委員・戸田執行委員  
山下(昭)執行委員・伊藤(真)執行委員・櫻庭職場委員  
[以下リモート]西畑執行委員・伊藤(駿)執行委員  
斎藤執行委員・弘瀬執行委員・櫻井執行委員  
【法人】皆川常務理事・野崎理事・荒木理事・大西理事

### 法人からの回答について【法人：野崎理事】

新型コロナの五類への移行など明るい兆しが見えつつある一方で、諸物価の高騰、介護報酬・医療報酬等の先行きの不透明感など福祉・医療業界を取り巻く環境は厳しいままであり、経営状況も楽観を許さないが、ノテユニオンから指摘のあった「離職防止の観点」は重要だと考える。具体的な処遇改善の実を示すことが必要だと判断し、ノテ福祉会、日本介護事業団ともに、以下の通り回答をしたい。

#### ◆ 賃金改定について

要 求	回 答
正職員 総合職・エリアA 平均基本賃金 12,000円引き上げ	人事考課による定期昇給の実施
正職員 エリアB 平均基本賃金 10,000円引き上げ	人事考課による定期昇給の実施
契約職員 人事考課制度による昇給制度の新設	現状維持 <u>(最賃改定時に改定)</u>
パート職員 時給60円の引き上げ	現状維持 <u>(最賃改定時に改定)</u>
嘱託職員 契約による賃金の6%引き上げ	現状維持 <u>(最賃改定時に改定)</u>

◆ 一時金について

夏期一時金については前年同様の支給とする。冬期一時金については業績を勘案する必要があることから、本日は回答しない。

要 求	回 答
正職員 総合職・日本医療大学病院正職員 夏期：2.5ヶ月 冬期：2.5ヶ月 年間：5.0ヶ月	夏期：1.8ヶ月 ※昨年夏期は1.8ヶ月
正職員 エリアA 夏期：1.875ヶ月 冬期：1.875ヶ月 年間：3.75ヶ月	夏期：1.35ヶ月
正職員 エリアB（全職種） 夏期：1.25ヶ月 冬期：1.25ヶ月 年間：2.5ヶ月	◆介護職・障がい支援職 夏期：0.9ヶ月 ◆上記以外の職種 夏期：50,000円
契約職員（全職種） 年間 50,000円の支給	冬期：50,000円の支給を今年度の介護職員処遇改善計画に織り込み済み。 ※介護職以外の職種には支給なし
パート職員 年間 10,000円の支給	支給なし

夏期一時金について	
夏期一時金支給日	2023年6月9日（金）
基礎賃金算定月度	2023年6月度賃金（支給基準日）
算定基礎賃金項目	基準日に職員が受けている（基本給＋役職手当）×支給率×欠勤控除の額を基準とし支給する。 ※ただし、日本医療大学病院正職員については基本給とする。（各給与規程の記載の通り）

#### ◆ ノテユニオン独自要求について

第2回団体交渉（4月27日実施）においての回答通りとするが、組合員意見集約の結果を踏まえ、以下について追加で回答をする。

- ① 法人本部において確保済みである、事業所車両に設置予定のドライブレコーダーについては、設置マニュアルを添付の上、5月26日以降各現場に配付をする。
- ② 制服交換判断は各施設長、管理者の判断によるものとし、法人本部において調査・取りまとめの上、一括発注をする。その状況を踏まえ「被服貸与取扱要領」における貸与枚数の見直しを検討する。

#### ◆ ノテユニオンからの追加検討・要求事項について

- ① 法人の承認によるダブルワークの制度化について  
社会情勢等を鑑みると検討の必要性があると認められる。  
労使間における継続協議事項としたい。
- ② ベースアップが不可能な場合 ⇒ 物価高騰対策としての一時金支給  
定期昇給は維持する。処遇改善手当Aの定額化について給与規程の改正も実施済みであるため、今交渉においては物価高騰対策としての一時金支給は交渉案件としない。

## 3. 組合から

諸物価の高騰や、先行きの不透明な介護・診療報酬改定等が予測される中夏期一時金について、昨年同様の支給があることについては、大変ありがたいと思っている。冬期一時金については、冬期一時金等交渉時に再度要求をすることとしたい。

### 次回団体交渉について

日時 : 2023年6月2日(金) 19:00~  
場所 : 法人本部 3階  
内容 : 組合からの意見集約内容の説明について

2023年労働条件改善交渉に関するご意見がありましたら下記まで  
お願い致します。

F A X 011-859-1232

電 話 011-859-1231

電子メール [noteunion@note.or.jp](mailto:noteunion@note.or.jp)

--

事業所名	
氏名	